

## 位置指定道路に係る要綱・要領を改正します。

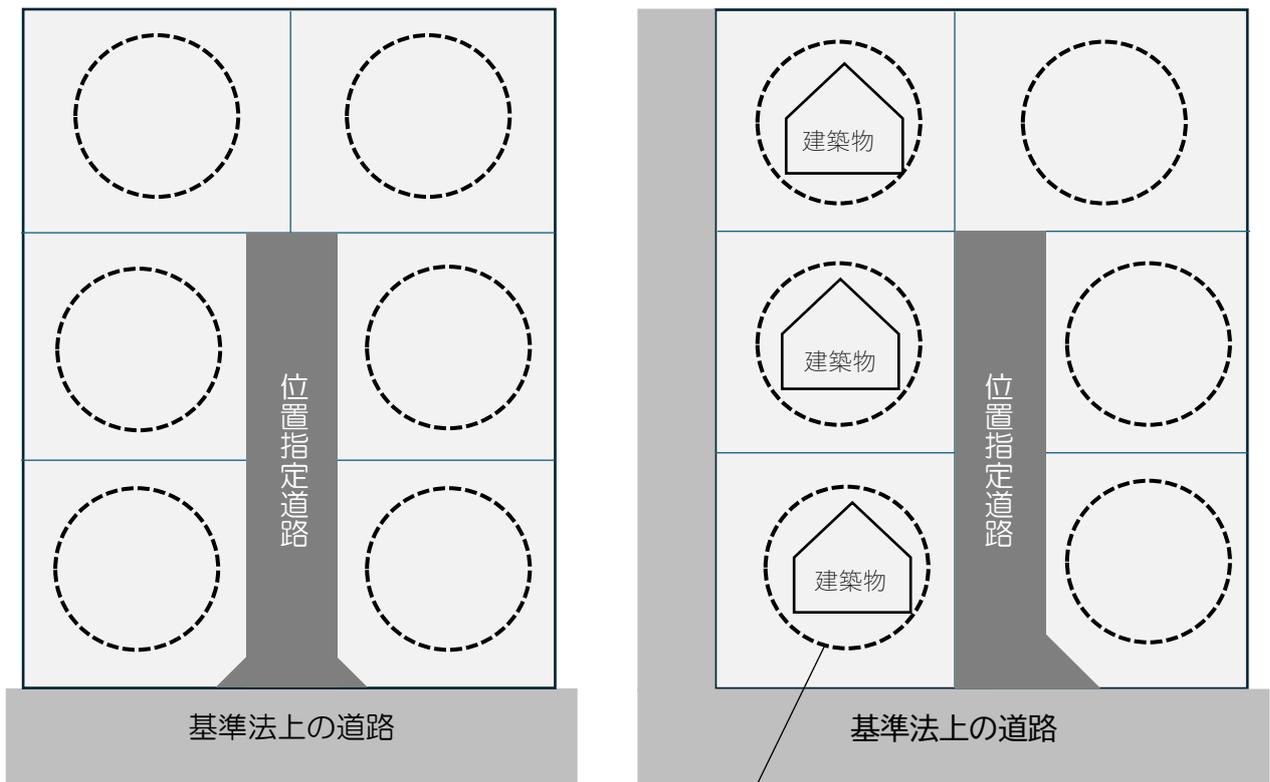
### 【主な改正内容】

令和7年4月1日より、位置指定道路の申請時に位置指定道路に接する土地及びその土地に係る建築物の所有者の承諾書が新たに必要となります。

また、位置指定道路に接する土地の既存建築物が、建築基準法第56条第1項第1号の規定（道路斜線制限）に抵触する場合は原則として指定できなくなります。ただし、位置指定道路に接する土地及び既存建築物の所有者の承諾を得た場合については、この限りではありません。

（※改正日以前に、築造計画書に係る受理通知が交付されたものについては、従前の取り扱いとなります。）

 : 新たに承諾書が必要となる範囲



土地及び建築物の所有者の承諾書が必要です。